

6 秋田県水と緑の森づくり税の収入額の推移

(現年課税分と滞納繰越分の合計額)

区分 \ 年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
個人県民税均等割超過課税分	千円 358,056	千円 389,750	千円 376,124	千円 374,663	千円 377,385	千円 382,589
法人県民税均等割超過課税分	17,448	80,214	86,804	85,865	86,151	86,454
合計	375,504	469,964	462,928	460,528	463,536	469,043
区分 \ 年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	累計	
個人県民税均等割超過課税分	千円 374,040	千円 371,420	千円 375,351	千円 381,252	千円 3,760,630	
法人県民税均等割超過課税分	85,828	84,248	88,319	86,953	788,284	
合計	459,868	455,668	463,670	468,205	4,548,914	

注 1 個人県民税均等割超過課税分については、均等割が課税される個人で、1月1日に県内に住所がある個人及び県内に家屋敷等を持っている個人に対して、年額800円で課税している。

法人県民税均等割超過課税分については、県内に事務所等を持っている法人に対して、資本金等の額に応じてその均等割額の8%相当額で課税している。(一事業年度当たり1,600円、4,000円、10,400円、43,200円、64,000円のいずれかの額)

2 平成20年度の法人県民税均等割超過課税分については、平成20年4月1日以後に開始する事業年度等から適用したこと、及び大宗を占める3月決算法人の確定申告・納付が主に平成21年5月以降だったこと、の理由により、平成21年度以降の収入額に比べ少額となったものである。

なお、個人県民税均等割超過課税分については、平成20年度以後の年度分から適用している。



秋田県水と緑のマスコット「森っち」

第59回全国植樹祭の大会マスコットとして活躍した「森っち」は、平成21年1月より「秋田県水と緑のマスコット」として活躍しています。